

第 1 1 期 八代市分別収集計画

令和 7 年 7 月 1 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市には残余量のある最終処分場がなく、その候補地も目処がたっていないという厳しい状況にある。

当市は平成 1 7 年 8 月、八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の 1 市 2 町 3 村が合併し、西は八代海に面し、東は宮崎県境に接する人口約 1 4 万人（※合併当時）、面積約 6 8 0 平方キロメートルの新市として誕生した。

合併協議において一般廃棄物処理は、南部ブロック（旧八代市・坂本町）を「八代市清掃センター」で、北部ブロック（千丁町・鏡町・東陽町・泉町）を一部事務組合である「八代生活環境事務組合クリーンセンター」で行うものとし、平成 3 0 年 6 月末まで八代市内の一般廃棄物を 2 つの施設で処理してきた。

平成 3 0 年 7 月の「エコエイトやつしろ（八代市環境センター）」（以下「エコエイトやつしろ」という。）の供用開始以降は、八代市全域の一般廃棄物（処理困難物等を除く）を「エコエイトやつしろ」へ搬入し処理している。

令和 6 年 4 月から隣接する氷川町の焼却施設停止により、同町の委託収集可燃ごみの受入れを行っている。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第 8 条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、同時に地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、焼却処分量或いは最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割と具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の3R（排出抑制〔リデュース〕、再使用〔リユース〕、再生利用〔リサイクル〕）を基本とした環境にやさしい地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物の分別による再生利用の促進と、燃えるごみ量と最終処分量の削減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装 廃棄物	2,130 t	2,108 t	2,087 t	2,066 t	2,045 t
製品プラ スチック	63 t	62 t	62 t	61 t	60 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、環境基本計画をはじめとする各計画やごみ袋内容物組成調査等の各調査結果を踏まえ、ごみ処理に対する市民や事業者の意識と分別の現状を把握することで、市民の自主的な3R活動を効果的に支援するとともに、ごみを多量に排出する事業者を「多量排出事業所」に指定し、リサイクルマネージャー等の設置やごみ減量計画書の作成とその計画の実践により、一般廃棄物の排出抑制と再使用・再生利用を推進する。

さらに、「エコエイトやつしろ」が担う環境情報を発信するという役割や機能を踏ま

え、「燃えるごみを減らす」、「マイバックを持参する」、「資源物はきちんと分別する」など、誰でも簡単に取り組むことができる、市民生活に密着した～広げよう！エコ8（エイト）行動～」として、広く市民に周知していく。

・啓発活動と環境学習機会の充実

市報折込チラシや市ホームページ、ごみ分別アプリ等によるごみ減量化等に関する情報提供を定期的に行うとともに、出前講座や「エコエイトやつしろ」の施設見学、環境イベント等を活用し、3Rを中心としたごみ減量化の取組みを推奨する。また、幼少期からの環境保全行動の習慣化を図るため、市民団体等と連携し、幼稚園や保育園、小・中学校を対象に環境学習講師派遣事業を行っている。令和7年度からはサントリーグループとのBtoB協定に基づき、学校への出前授業の受入れを行うなど、さらなる教育啓発活動の充実に取り組んでいく。

・マイバッグ利用の推奨と過剰包装の抑制

マイバッグ利用を継続的に啓発するとともに、リサイクル推進協力店や食品トレイ等回収ボックス設置店の利用と、詰め替え商品や簡易包装等の環境に配慮した商品購入を市民に推奨していくことにより、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化が定着するよう、市民・事業者に対してPRに努める。

・グリーン購入の推奨

リターナブル容器を積極的に取り入れるライフスタイルや、再生資源を原材料に使用した製品の積極的な購入と利用を推奨する。

・イベント等でのリユース食器の活用

市民団体等と連携を図りながら、イベント等におけるリユース食器の活用について普及・啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

（法第8条第2項第3号）

焼却灰及び処理残渣等の処分委託、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類

主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック製品

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
① 主としてスチール製の容器	68.7 t		68.0 t		67.3 t		66.7 t		66.0 t	
② 主としてアルミ製の容器	111.9 t		110.7 t		109.6 t		108.5 t		107.5 t	
③ 無色のガラス製容器	(合 計) 222.3 t		(合 計) 220.1 t		(合 計) 217.9 t		(合 計) 215.7 t		(合 計) 213.6 t	
	引渡量 0.0 t	独自処理量 222.3 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 220.1 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 217.9 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 215.7 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 213.6 t
④ 茶色のガラス製容器	(合 計) 250.2 t		(合 計) 247.6 t		(合 計) 245.1 t		(合 計) 242.7 t		(合 計) 240.3 t	
	引渡量 0.0 t	独自処理量 250.2 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 247.6 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 245.1 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 242.7 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 240.3 t
⑤ その他のガラス製容器	(合 計) 121.1 t		(合 計) 119.9 t		(合 計) 118.7 t		(合 計) 117.5 t		(合 計) 116.4 t	
	引渡量 121.1 t	独自処理量 0.0 t	引渡量 119.9 t	独自処理量 0.0 t	引渡量 118.7 t	独自処理量 0.0 t	引渡量 117.5 t	独自処理量 0.0 t	引渡量 116.4 t	独自処理量 0.0 t
⑥ 紙バック 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されるもの）	20.4 t		20.2 t		20.0 t		19.8 t		19.6 t	
⑦ 主として段ボール製の容器	850.7 t		842.1 t		833.6 t		825.4 t		817.3 t	
⑧ 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 17.1 t		(合 計) 16.9 t		(合 計) 16.8 t		(合 計) 16.6 t		(合 計) 16.4 t	
	引渡量 0.0 t	独自処理量 17.1 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 16.9 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 16.8 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 16.6 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 16.4 t
⑨ ペットボトル 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める物品を充てんするためのもの	(合 計) 179.5 t		(合 計) 177.7 t		(合 計) 175.9 t		(合 計) 174.2 t		(合 計) 172.5 t	
	引渡量 0.0 t	独自処理量 179.5 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 177.7 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 175.9 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 174.2 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 172.5 t
⑩ 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 287.7 t		(合 計) 284.7 t		(合 計) 281.9 t		(合 計) 279.0 t		(合 計) 276.3 t	
	引渡量 273.9 t	独自処理量 13.8 t	引渡量 271.1 t	独自処理量 13.6 t	引渡量 268.4 t	独自処理量 13.5 t	引渡量 265.7 t	独自処理量 13.3 t	引渡量 263.1 t	独自処理量 13.2 t
⑪ 製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合 計) 62.7 t		(合 計) 62.1 t		(合 計) 61.5 t		(合 計) 60.8 t		(合 計) 60.2 t	
	引渡量 0.0 t	独自処理量 62.7 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 62.1 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 61.5 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 60.8 t	引渡量 0.0 t	独自処理量 60.2 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※人口変動率は、「過去の人口増減に基づく推計」を採用し次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
117,903人 (対前年度比) △1.02%	116,712人 (対前年度比) △1.01%	115,543人 (対前年度比) △1.00%	114,398人 (対前年度比) △0.99%	113,273人 (対前年度比) △0.98%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下表のとおり現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる缶類及び飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルについては、市（委託）による定期回収のほか、引き続きこれらの団体も分別収集を実施することとする。

表 分別収集の実施主体

種類			収集に係る 分別の区分	収集・運搬 実施主体	選別・保管等 実施主体
容器包装廃棄物	缶	スチール製容器	缶類	市（委託）による定期回収のほか市民団体等による資源回収活動	市（委託）及び市民団体等
		アルミ製容器			
	びん	無色のガラス製容器	びん類	市（委託）による定期回収	市（委託）
		茶色のガラス製容器			
		その他の色のガラス製容器			
	紙	飲料用紙製容器	紙パック	市（委託）による定期回収のほか市民団体等による資源回収活動	市（委託）及び市民団体等
		段ボール製の容器	段ボール		
		紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装		
	プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）による定期回収のほか市民団体等による資源回収活動	市（委託）及び市民団体等
		プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 発泡スチロール	市（委託）による定期回収	市（委託）
それ以外		製品プラスチック	プラスチック製品	市（委託）による定期回収	市（委託）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

市内全域の容器包装廃棄物の中間処理（選別、圧縮、梱包）及び保管をエコエイトやつしろで行う。

表 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両 ※	中間処理
缶	スチール製容器	缶 類	網かご	① 2t 平ボディ車 ② 2t パッカー車 2t 平ボディ車	マテリアルリサ イクル推進施設 (選別、圧縮)
	アルミ製容器				
びん	無色のガラス製容 器	びん類	プラスチッ ク製コンテ ナ	① 3t 平ボディ車 ② 2t 平ボディ車	
	茶色のガラス製容 器				
	その他のガラス製 容器				
紙	飲料用紙製容器	紙パック	プラスチッ ク製コンテ ナ	① 2t 平ボディ車 ② 2t 平ボディ車	ストックヤード
	段ボール	段ボール	紐で縛る	① 2t ダンプ車 2t パッカー車 ② 2t 平ボディ車	
	紙製の容器包装で あって上記以外の もの	紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網 袋	① 2t 平ボディ車 ② 2t 平ボディ車	マテリアルリサ イクル推進施設 (選別、圧縮、梱包)
	白色発泡スチロー ル製トレイ	白色トレイ	網 袋		ストックヤード (選別)
	ペットボトルのふ た	ペットボトル のふた	プラスチッ ク製コンテ ナ		
	プラスチック製の 容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック 製容器包装 発泡スチロー ル	網 袋		

※ 「収集車両」欄の表示 ①本庁管内、②支所管内

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、「廃棄物処理法」並びに「容器包装リサイクル法」で示されている市民、事業者、行政のそれぞれの責務を明確にするとともに、町内での分別収集に携わっている市民を対象とした合同学習会や一般市民を対象とした３Ｒ推進のための出前講座の開催、広報誌やホームページ、エフエムラジオ等の活用を行うほか、ごみ分別ガイドブックを作成・配布し、市民の自主的な地域リサイクル活動をサポートする。

容器包装廃棄物の分別収集にあっては、行政回収と集団回収の両輪体制で実施するものとし、今後も町内会や学校、市民団体等が行う集団回収が継続して行われるよう啓発と支援に努める。

リサイクル推進協力店をはじめとするスーパー等が自主的に行っている容器包装の店頭回収は、市民のごみ排出抑制や再資源化への取組みに効果的であり、その積極的な利用について市民へ呼びかける。